## 緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症特例)のお知らせ

本資金は『新型コロナウイルス感染症の影響を 受け、収入が減少・休業した方』のいる世帯に対 する貸付です。

まずはお電話ください。

新型コロナウイルス感染症との関連など個別事情を 聞き取り、貸付効果を考慮して申請の手続きを行います。

今回の貸付条件は収入減少の確認が必要になります。

貸付金額 10 万円以内 ※特別な場合は 20 万円以内

特別な場合とは、以下の場合です。

- ◆世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- ◆世帯員の中に要介護者がいるとき ◆世帯員が4人以上の世帯
- ◆世帯員に①又は②の子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子 ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
- ◆世帯員に個人事業主等がおり、その収入減少により生活に要する費用が不足するとき

●利子 無利子●据置期間 1 年以内

●償還期間 2年(24回払い)以内

●連帯保証人 不要

※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が 発生します。

※青森県社協の審査により、貸付金額の減額又は貸付をしないことがあります。

※申込みした日から送金まで10~14日程度かかりますのでご了承ください。

虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付した資金を即座に返還していただきます。

## 一お問い合せ先一

社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会 電話:0173-34-3494

〒037-0033 五所川原市字鎌谷町 502 番地 5

※開所時間 月曜~金曜 8時30分~17時まで(祝日除く)